

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組みませんか？

両立支援等助成金 (育児休業等支援コース)

労働者に育児休業を取得させ、職場復帰させた事業主に対して助成されます！

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれかに該当する雇用保険の適用事業所の中小事業主

- 【1】育休取得時、次の①②のいずれにも該当すること
 - ①育休復帰支援プランを作成し、対象者の育児休業（産前・産後休業から引き続き育児休業を取得する場合は産前休業）開始日までに業務の引き継ぎを実施すること
 - ②3カ月以上の育児休業を取得すること（産後休業を取得する場合は産後休業を含めて3カ月以上）
- 【2】職場復帰時、次の①②のいずれにも該当すること
 - ①育休取得時の支給を受けていること
 - ②育児休業終了後、原職等に復帰させ、引き続き6カ月以上継続して雇用していること
- 【3】代替要員確保時、次の①②のいずれにも該当すること
 - ①育児休業者の職務の代替要員を確保したこと
（所定労働時間が育児休業者と同等であること、新たな雇入れにより確保すること等、一定の要件があります）
 - ②育児休業終了後、原職等に復帰させ、引き続き6カ月以上継続して雇用していること
- 【4】職場復帰後支援について、次の①②のいずれかの制度を規定し、育児休業復帰者に復帰後6カ月以内に利用させていること
 - ①子の看護休暇制度（20時間以上の利用実績があること）
 - ②保育サービス費用補助制度（3万円以上の補助実績があること）

受給内容

	支給額	加算等
育休取得時（※1）	28万5,000円<36万円>	なし
職場復帰時（※1）	28万5,000円<36万円>	職場支援の取り組みをした場合 19万円<24万円>加算
代替要員確保時（※2）	47万5,000円<60万円>	支給対象者が有期契約労働者の場合 9万5,000円<12万円>加算
職場復帰後支援	制度導入時（※3） 28万5,000円<36万円>	・子の看護休暇制度利用時（※4） 1,000円<1,200円>×休暇取得時間 ・保育サービス費用補助制度利用時（※5） 実費の2/3

※<>内は生産性要件の向上が認められる場合の額

※1 1事業主当たり2人まで（無期雇用者、期間雇用者、各1名）

※2 1企業当たり1年度10人まで5年間助成

※3 「子の看護休暇制度」または「保育サービス費用補助制度」について、それぞれ1企業あたり1回限り支給

※4 1企業あたり1年度200時間<240時間>を上限。さらに、最初の支給申請日から3年以内に5人まで

※5 1企業あたり1年度20万円<24万円>を上限。さらに、最初の支給申請日から3年以内に5人まで

取り扱い機関

労働局、公共職業安定所